

## ヒアリング等で出された主な意見の整理(第6回後更新版)

## (目次)

## 1. 過去の著作物等の利用の円滑化方策について

- (1) 総論 . . . . . 1
  - (流通障害の原因)
  - (対応の基本的な考え方)
  - (保護期間問題との関係)
- (2) 集中管理、関係者間協議の推進について . . . . . 2
- (3) 権利者情報の管理、データベースの構築について . . . . . 3
  - (コンテンツ・メタデータの管理)
  - (権利者情報データベースの構築)
  - (データベースの実現性)
- (4) 権利者所在不明の裁定制度に対する意見 . . . . . 4
  - (現行制度の改善)
  - (効果の第三者効)
  - (著作隣接権に関する裁定制度)
- (5) 権利者が複数存在する場合の利用について . . . . . 6
- (6) その他の利用円滑化制度の提案 . . . . . 7
  - (総論等)
  - (英米で提案された権利者不明時の制度)
- (7) 放送番組の二次利用について . . . . . 8
  - (二次利用に当たっての課題)
  - (権利者所在不明の場合)
  - (その他)

## 2. アーカイブへの著作物等の収集・保存と利用の円滑化方策について

- (1) 総論 . . . . . 9
  - (基本的な考え方)
  - (保護期間問題との関係)
- (2) アーカイブを行う基準、対象物について . . . . . 9
- (3) アーカイブを行う上での課題について . . . . . 10
- (4) アーカイブされたものの利用方法について . . . . . 11

## 3. 保護期間の在り方について

- (1) 検討の視点について . . . . . 12
  - (検討の観点)
  - (今後の情報流通の見通しとの関係)

(利用円滑化や他の要素との関係)

(2) 保護期間延長の議論の契機となる事項	13
(2-1) 遺族との関係、寿命の伸長について	13
(成果が還元されるべき遺族)	
(創作者の意思と遺族の意思)	
(寿命と保護期間との関係)	
(2-2) 諸外国との保護期間の差異について	14
(基本的な考え方)	
(平準化の内容)	
(保護期間が異なることの弊害)	
(諸外国の保護期間延長の背景)	
(3) 延長によって得られる効果、弊害について	16
(3-1) 延長による創作インセンティブについて	16
(3-2) 延長に伴うコスト、利用の支障について	17
(利用に関する支障一般)	
(二次創作等に関する支障)	
(3-3) パブリックドメインによる利用促進効果について	18
(4) 結果予測の分析	19
(4-1) 著作物の創造サイクルに与える影響について	19
(創作に先立つ環境)	
(既存の創作物の蓄積を土台とした創作)	
(高い創造性を有する作品の創造)	
(社会全体の文化に対する考え方)	
(4-2) 国家の資産、貿易上の利害について	20
(4-3) 経済学的分析について	20
(4-4) 創作者の人格的利益について	21
(創作者が求める人格的利益)	
(同一性保持が容易になることによる利益)	
(広く流通・認知されることによる利益)	
(5) 文化行政による保護との関係について	22
(6) 著作隣接権の保護期間について	22
(7) 戦時加算の取扱いについて	23
(8) その他	23

#### 4. 意思表示システムについて

(1) 基本的な考え方	24
(2) 利用促進のための措置	24

#### 5. その他

## 1. 過去の著作物等の利用の円滑化方策について

### (1) 総論

#### (流通阻害の原因)

- ・ 使用料を支払うための作業費用（権利関係の調査、契約作業等）の高さと、複数の著作権等管理事業者間で権利の移動があった場合など、管理対象外となった著作物を無許諾で使用するリスクとその対応のコスト（保険など）があり、利用の円滑化は大きな課題である。（音楽配信 戸叶氏、CC 野口氏）
- ・ 著作権法上の権利が二次利用の阻害要因というのは誤解であり、関係者間の協議を通じて解決する問題である。（実演 椎名氏）
- ・ 契約において弱い立場に置かれている者は、そもそも権利譲渡をしていることが多く、流通の阻害にはならない。（文芸・シナリオ 西岡氏）
- ・ 著作権等管理事業者の場合、応諾義務があり、通常の利用で拒否することはないため、実質は報酬請求権と同じ働きになっている。（文芸・シナリオ 西岡氏）
- ・ 音楽以外の分野では、管理事業者が管理する著作物等のシェアが高くなく、団体に属していない者の著作物、団体がない分野の著作物を利用する場合の交渉に時間・労力等がかかる。（放送・NHK 梶原氏、教育 酒井氏・佐藤氏）
- ・ 円滑な利用を阻害しているのは、権利者不明の場合や、権利者が誰か分からない場合であって、コンテンツホルダーが権利者情報を管理することが重要である。（実演 椎名氏）
- ・ 権利者不明の場合以外にも、多くの権利者が関わっており、そのうち1人でも利用を拒否したら利用ができない場合がある。（梶原委員）
- ・ 相続により権利者が分散することで、交渉コストが増大する。権利を管理する自覚のない権利者については、著作物の利用を阻害する大きな要因である。なんらかの行政上の措置が必要ではないか。（音楽配信 戸叶氏）
- ・ 戦時加算があることにより、対象国ごとに保護期間が異なるほか、戦時加算の適用の有無について、著作権の譲渡の有無等も調査する必要があり、円滑な利用の障害となっている。（音楽 川口氏・朝妻氏、青空文庫 富田氏）

#### (対応の基本的な考え方)

- ・ エンドユーザーにとって、著作物の購入の際に大きな判断要素となる価格は重要であり、権利処理が円滑に行われることで、適正な価格の著作物が提供されれば、購入者も増える。（エンドユーザー 津田氏）
- ・ 権利者の犠牲の上に利用の促進を図ろうとするのは、文化尊重の立場とはほど遠いものである。権利の集中管理を進めようとする取組も進まなくなる。（音楽 川口氏・朝妻氏、実演 椎名氏）
- ・ 過去の著作物等の利用に偏重すると、実演家の就業機会が失われるおそれもあるため、バランスのとれた方策が必要。（実演 椎名氏）
- ・ 従来、権利者不明時の裁定制度というと特別なものだったが、今後は、もう少し日常の中で利用に困っている場合にも使えるような制度を考えるべき。（瀬尾委員）

- ・ 官に頼らず民同士で紛争を解決する文化のある国と日本との違いは勘案して制度を考えなければならないが、今後は、まず自己責任で解決していく方式を考えていくべきではないか。(都倉委員)

### (保護期間問題との関係)

- ・ 裁定制度の改善や権利者情報のデータベースの構築などは、保護期間の在り方と密接に関連し、延長するためには必ず達成しなければならない問題である。(出版 金原氏)
- ・ 延長したとしても、需要に見合ったコストで著作物が利用できるかどうかという方法論から議論を進めるべきである。(佐々木(隆)委員)
- ・ 権利者情報データベースの整備や裁定制度の改善は必要であるが、それらがあれば保護期間を延長してもいいという議論ではなく、保護期間とは別個の問題として取り組まなければならない課題である。(青空文庫 富田氏、実務家 福井氏)
- ・ 権利者情報のデータベースは個人情報情報の蓄積であって扱いが難しく、構築は可能なのか。架空のデータベースに期待して保護期間延長の議論をすべきではない。(慎重な創作者 寮氏)
- ・ 保護期間を延長しないことが最大の円滑化策である。(実務家 福井氏)
- ・ 戯曲の場合、著作者の同意の下で改変、加筆が行われるため、海外の作品までも含めた集中管理許諾方式はほぼ無理で、人格権だけ延長しないことも国際協調の観点から困難など、利用の円滑化やアーカイブだけでは問題は解決しない。(慎重な創作者 平田氏)
- ・ 放送番組をインターネットで流通させるための二次利用の円滑化は、50年前のテレビ番組など残っておらず、保護期間延長の問題とは無関係である。(三田委員)

## (2) 集中管理、関係者間協議の推進について

- ・ 著作権等の集中管理をより一層推進し、一定の使用料を支払えば利用できるようにする体制を構築すべき。(放送・NHK 梶原氏、公立図書館 糸賀氏)
- ・ 権利者の権利を制限するのは難しい問題であり、権利の集中管理を進めることによって、複数権利者の場合の利用円滑化の解決にもなるのではないか。(梶原委員)
- ・ 過去の放送番組の二次利用については、既存の枠組みの中での関係者間の協議を通じた解決では限界があるのではないか。(金委員)
- ・ 一元集中管理を進めることは、便利だが、逆に手数料や使用料の高額化を招く可能性がある。(慎重な創作者 平田氏)
- ・ 戯曲を、改変を前提として利用する高校演劇のような場合には、改変を許容するかどうか個別に作家が判断するしかなく、集中管理は難しい。集中管理や強制許諾で対応を考える方向だと、例えば亡くなった作家の作品を高校演劇などで使いにくくなる等の問題がある。(平田委員)

### (3) 権利者情報の管理、データベースの構築について

#### (コンテンツ・メタデータの管理)

- ・ 今後、デジタルデータがパッケージなしで流通する場合に、コンテンツホルダーが、権利者情報を含めたコンテンツ情報（メタデータ）を参照可能な状態に保持するとのルール作りが必要である。(実演 椎名氏)
- ・ 映像制作会社のように小規模な会社では、メタデータの管理の余力がなく、支援が必要である。(文芸・シナリオ 西岡氏)
- ・ 放送番組では、今後のものについては権利情報の管理に取り組んでいるが、二次利用が想定されていなかった過去のものについては、管理されておらず、権利者が誰なのかも不明な場合がある。また、外部制作の場合には、十分に管理できているか不明であり、メタデータを収集するシステムを構築中である。(放送 梶原氏・池田氏)
- ・ 脚本の分野では、ほぼ90%以上の権利者の所在を把握できており、定期的に連絡も取っているので、権利者不明になることは、ほぼあり得ない。(文芸・脚本 寺島氏)
- ・ 今後は、権利者自身が氏名表示、データベースへの登録などによって自分の所在を明示する必要がある。それをしていない場合には、比較的容易に利用できるようにする一方、後に権利者が現れたときに相当額が払われたり、供託金が国庫帰属でなく共通目的基金となるような新たな裁定制度を考えてはどうか。(瀬尾委員)

#### (権利者情報データベースの構築)

- ・ 各団体が管理する著作者情報には限界があるが、(国レベルで)外国人著作者も含めて網羅的に所在情報データベースを構築し、無料で国民に公開すべき。(三田委員、文芸 坂上氏、教育 酒井氏・佐藤氏、公立図書館 糸賀氏、写真・松本氏 等)
- ・ 著作者の没年を(国レベルで)外国人著作者を含めて網羅的に調査して生没年データベースを構築し、国民に無料で公開すべき。併せて、翻訳権十年留保に関する情報も盛り込むべき。(青空文庫 富田氏、公立図書館 糸賀氏)
- ・ 利用に当たって一元的な交渉窓口となる公的機関の整備も検討すべき。(教育 佐藤氏)
- ・ コンテンツポータルサイトの著作権やライセンスの帰属の情報が諸外国でも真正と判断してもらえるように、国がコンテンツポータルサイトの認証をすることも考えるべきではないか。(久保田委員)
- ・ アーカイブの実現については、裁定制度を簡略化すれば十分対応できると思うが、裁定制度を利用するには事前調査が必要で、それを機能させるためには、権利者情報を管理するシステムを充実化することが必要である。(三田委員、瀬尾委員)
- ・ 権利者情報に関するデータベースを整備すればアーカイブも含めて利用が円滑化されるという考え方は、登録制にするという考え方に近いのではないか。(金委員)
- ・ 登録制は本人が登録するものだが、権利者情報の収集は本人以外が参加してデータベースを形成していくものもあり得る。(瀬尾委員)
- ・ 金銭的利益を得るためには登録をしなければならないという制度はベルヌ条約違反であるが、金銭的利益を得たい人が権利者情報データベースでどのような条件の利用なら許諾できるかを予め示しておくことで利用促進につなげることは条約に抵触せず、登録制度と同じような機能が実現できる。(三田委員)

- ・ 著作権を放棄するための意思表示システムとそのデータベースがあってもよいのではないか。(上野委員)
- ・ 権利者情報のデータベースに利用条件の意思表示も加える場合には、他人がなりすました場合の問題等もあり、比較的公的な機関の後援など、ある程度体制を構築する必要がある。(瀬尾委員)

#### (データベースの実現性)

- ・ データベースは、そこに積極的に協力する権利者が多くいなければ、根本的な解決にはならず、権利管理をしない権利者への対応は別途検討が必要である。(CC 野口氏)
- ・ 米国のように登録制度に一定の効果を持たせることはベルヌ条約違反ではなく、権利の所在を明示させる一方で、この制度を利用した者には一定の効果享受させる仕組みは検討の価値がある。(CC 野口氏)
- ・ 英国のガウワーズレポートでは任意の著作権登録システムが提案されているが、登録のインセンティブを高めるような制度的な措置も考えられているのか。(金委員)
- ・ 個人情報保護法が施行され、第三者への個人情報の提供が制限されるようになったことで、権利者の所在情報を得るのが困難になっている。(公立図書館 糸賀氏)
- ・ 権利者情報のデータベースは個人情報の蓄積であって扱いが難しく、構築は可能なのか。架空のデータベースに期待して保護期間延長の議論をすべきではない。(慎重な創作者 寮氏)【再掲】
- ・ 網羅的なデータベースは、膨大な情報量になる。莫大な予算を伴うことになるが、その負担を国民に負わせることが適切か。(実務家 福井氏)
- ・ ウィキペディアのようなオープンな方法で権利者の情報を収集するような方式であれば、コストをかけずにデータベースが整備できるのではないか。(瀬尾委員)

### (4) 権利者所在不明の裁定制度に対する意見

#### (現行制度の改善)

- ・ 現行の裁定制度と英米で提案された制度とは、後から権利侵害を問われたいという法的安定性の面と許諾手続の費用・時間の面で一長一短だが、権利者を探す作業の負担はどちらも負わなくてはならない。裁定制度の問題とは、審議会を経る時間などの文化庁の事前手続によるものか、それとも、権利者を探す実際のインフラが不足しているということによるものなのか。(渋谷委員)
- ・ 著作権使用料の多少にかかわらず、手数料等が高く、時間がかかる等の問題がある。手数料の減額や国の補助、裁定に特化した審議会・委員会の定期開催による迅速化等が必要である。(三田委員、文芸・シナリオ 西岡氏、放送・NHK 梶原氏、書籍 金原氏、教育 酒井氏・佐藤氏、障害者 井上氏、博物館 井上氏)
- ・ 補償金の額を決定するための審議会について、分野ごとに著作物を類型化して金額をランク付けしておけば、時間が短縮されるのではないか。(久保田委員)
- ・ 例えば文芸の分野では文藝家協会に登録しない者の大部分は経済的利益を求めて

いない者であり、非営利のアーカイブのような利用であれば、文藝家協会のホームページをチェックして名前がなければ、「相当な努力」を払ったことにするなど、利用者に負担のないようなガイドラインを作成すべきではないか。(三田委員)

- ・ 裁定制度の利用に際して、(社)著作権情報センターのホームページで著作物を探索する場合、写真などの公衆送信について、権利制限が必要ではないか。(放送・民放連 池田氏)
- ・ 新聞、雑誌のように 1 点の出版物に多くの著作物が含まれている場合は、権利者を調査するのが特に困難であり、事実上裁定制度が利用できない状況である。(国会図書館 田中氏)
- ・ 裁定制度は、著作者調査の「相当な努力」に多大な時間と費用がかかり、利用の経済的価値に見合わない場合には、限界がある。英米で提案された新規制度についても検討が必要である。(三田委員、国会図書館 田中氏)
- ・ 現行の裁定制度は、実際の著作物の利用者しか申請できないのではないかと。権利処理をして第三者にから相手方に提供するようなことができないか。(梶原委員)
- ・ 今後は、権利者自身が氏名表示、データベースへの登録などによって自分の所在を明示する必要がある。それをしていない場合には、比較的容易に利用できるようにする一方、後に権利者が現れたときに相当額が払われたり、供託金が国庫帰属でなく共通目的基金となるような新たな裁定制度を考えてはどうか。(瀬尾委員)【再掲】
- ・ 緩やかな裁定制度を作る際には、条約上の問題と人格権の問題がある。人格権については、特に著作物を改変して利用することには、権利者はナーバスになるため、人格権の取扱いもあわせて考えるべき。(瀬尾委員)
- ・ 戯曲を、改変を前提として利用する高校演劇のような場合には、改変を許容するかどうかが個別に作家が判断するしかなく、集中管理は難しい。集中管理や強制許諾で対応を考える方向だと、例えば亡くなった作家の作品を高校演劇などで使いにくくなる等の問題がある。(平田委員)【再掲】
- ・ 障害者が著作物を享受するためには、図書媒体変換などの障害者の権利に関する部分は、裁定制度についても別途の取扱いが検討できないか。(常世田委員)

### (効果の第三者効)

- ・ ある作品について裁定手続きが終了した後に、後から同じ作品を利用する第三者が、再度、調査等の手続を経ることは不経済である。利用目的の公益性が高い場合、利用態様が権利者を害しない場合には、料金の支払いのみで裁定を認めるべき。(C C 野口氏)
- ・ 権利者の所在不明の場合の調査について、一人が調査を行った場合には、その結果が対世的に及ぶような方策を検討すべき。(C C 野口氏)
- ・ 少なくとも、国立国会図書館が権利確認をした成果については、公表すべき。(青空文庫 富田氏)

### (著作隣接権に関する裁定制度)

- ・ 過去の放送番組等の利用の際には、実演家の所在不明の場合などがあり、著作隣

接権についても裁定制度が必要である。(放送 池田氏・梶原氏)

- ・ 権利者情報を含めたコンテンツ情報（メタデータ）は、コンテンツホルダーでなければ収集し得ず、コンテンツホルダーが、権利者が誰か分からない場合の裁定制度を求めるのは不合理である。今後の作品については、権利者団体との協力により利用の仕組みを作る方向で検討すべき。(実演 椎名氏)
- ・ 著作隣接権の裁定制度については、実演家等保護条約との関係で整理すべき問題があったのではないか。(生野委員)

#### (5) 権利者が複数存在する場合の利用について

- ・ 複数権利者のうち一部の許諾が得られない場合については、共有著作権の権利行使に当たり、一定の条件の下に利用が可能となる仕組みについて検討が必要。(音楽 川口氏・朝妻氏)
- ・ 映画の著作物については、多数の権利者が関係するため、一部の許諾が得られない場合については、共有著作権と同様に、正当な理由がない限り同意を拒否できないようにすべきではないか。(放送 池田氏・梶原氏)
- ・ 複数権利者が一つの財に対して権利を有している場合、「アンチ・コモンズの悲劇」として市場での解決は困難なことが立証されている。より簡便な裁定制度や同意の推定規定を導入すべき。(CC 野口氏)
- ・ 共有者のうち一部の同意が得られない場合に、強制許諾のような行政の関与による措置は考えられないのか。(金委員)
- ・ 第 65 条の規定は、共同著作物については共同の創作の意図があること等を背景としていることから、例えば、著作権者が著作者である場合とない場合とで「正当な理由」の解釈の判断を分けて、前者により強い拒絶を許容するなどすれば、ある程度円滑化に対応できる可能性もあるが、立法論としても、共同著作物以外の共有の場合にも第 65 条のルールを適用させる妥当性も考えなければならない。著作権が禁止権であることを考えれば、他の共有者の権利行使も禁止できていいという考え方もあり得るが、報酬請求権とのバランスを考えて、どこまで著作権に禁止権としての性質を認めるべきなのかという問題はやはり残る。(上野委員)
- ・ 権利者の権利を制限するのは難しい問題であり、権利の集中管理を進めることによって、複数権利者の場合の利用円滑化の解決にもなるのではないか。(梶原委員)【再掲】
- ・ 相続人が多数の場合でも、相続人の代表者との話で大体は解決がつく。問題となるのは一部の相続人の所在不明の場合であり、簡易な裁定制度ができれば、不安はほとんど解消するのではないか。(三田委員)
- ・ 相続人の代表者とだけ話をしても、一部の権利承継者から訴訟を起こされる可能性は当然あるのではないか。日本の遺族はあまり主張をしないが、海外の作品の上演が多い演劇などの分野では現実に起こりうる。(久保田委員、平田委員)
- ・ 『電車男』などのネットで行われる新たな形態の創作活動も、共同著作の問題になるかもしれないが、今後の問題として別途考えれば済むのではないか。(三田委員)

## (6) その他の利用円滑化制度の提案

(総論等)

- ・ 過去の放送番組の二次利用についても、実演家の権利を制限せずとも、所在不明の場合には、権利者団体は探索に協力しているし、総務省の研究会では、何らかのファンドを用意して、権利者が現れたときに支払いができるような仕組みを検討していたことがあるなど、まだ努力する余地があるのではないか。(実演 椎名氏)
- ・ 過去の文学作品の復刻などで、所在不明で遺族も分からないような場合には、一定の印税を積み立てておいて利用するような仕組みでいいのではないか。(三田委員)
- ・ 裁定制度以外でも、十分な調査をした上で、過去の著作物について利用できる制度を作っていくべきではないか。(書籍 金原氏)
- ・ 官に頼らず民同士で紛争を解決する文化のある国と日本との違いは勘案して制度を考えなければならないが、今後は、まず自己責任で解決していく方式を考えていくべきではないか。(都倉委員)【再掲】
- ・ エンドユーザーにとっては、入手しやすさと同時に、取扱いの利便性も重要である。特定少数の間でコミュニケーション目的で行う複製については米国のフェアユース規定のような枠組みを作るべき。(エンドユーザー 津田氏)
- ・ 公共的な利益があるときに一方的に利用拒絶がされないよう、利用拒絶ができる場合を、利用拒絶をしなければ「通常の利用を妨げる」場合で「正当な利益を不当に害する」ときに制限すべき。(公立図書館 糸賀氏)
- ・ 没年確認ができないような場合、生後又は作品公表後 150 年で保護期間が終了することとすべき。(青空文庫 富田氏)

### (英米で提案された権利者不明時の制度)

- ・ 裁定制度は、著作者調査の「相当な努力」に多大な時間と費用がかかり、利用の経済的価値に見合わない場合には、限界がある。英米で提案された新規制度についても検討が必要である。(三田委員、国会図書館 田中氏)【再掲】
- ・ 現行の裁定制度と英米で提案された制度とは、後から権利侵害を問われないという法的安定性の面と許諾手続の費用・時間の面で一長一短だが、権利者を探す作業の負担はどちらも負わなくてはならない。裁定制度の問題点とは審議会を経る時間などの文化庁の事前手続によるものか、それとも、権利者を探す実際のインフラが不足しているということによるものなのか。(渋谷委員)【再掲】
- ・ 今後は、権利者自身が氏名表示、データベースへの登録などによって自分の所在を明示する必要がある。それをしていない場合には、比較的容易に利用できるようにする一方、後に権利者が現れたときに相当額が払われたり、供託金が国庫帰属でなく共通目的基金となるような新たな裁定制度を考えてはどうか。(瀬尾委員)【再掲】
- ・ 緩やかな裁定制度を作る際には、著作物を改変して利用することには、権利者はナーバスになるため、人格権の取扱いもあわせて考えるべき。(瀬尾委員)【再掲】

## (7) 放送番組の二次利用について

### (二次利用に当たっての課題)

- ・ 放送番組では、新しいものが次々と求められているのが実態であり、過去の番組の利用が求められることはそれほどない。(文芸・脚本 寺島氏)
- ・ 二次利用の許諾が困難という場合、職業的な実演家の所在不明と、一般人の「写り込み」の問題が混同されているが、区別して議論すべき。(実演 椎名氏)
- ・ また、放送事業者が、当初から二次利用を想定して契約をすれば済む問題ではないか。(中山委員)
- ・ 当初から二次利用を想定して契約をしておくことについては、ドラマやアニメについては行っているが、バラエティーなど二次利用されるか分からないものについては、当初の段階で契約を行うのは難しい。(放送・民放連 池田氏)
- ・ 音楽以外の分野では、管理事業者が管理する著作物等のシェアが高くなく、団体に属していない者の著作物、団体がない分野の著作物を利用する場合の交渉に時間・労力等がかかる。(放送・NHK 梶原氏、教育 酒井氏・佐藤氏)【再掲】

### (権利者所在不明の場合)

- ・ 放送番組では、今後のものについては権利情報の管理に取り組んでいるが、二次利用が想定されていなかった過去のものについては、管理されておらず、権利者が誰なのかも不明な場合がある。また、外部制作の場合には、十分に管理できているか不明であり、メタデータを収集するシステムを構築中である。(放送 池田氏・梶原氏)【再掲】
- ・ 過去の放送番組等の利用の際には、実演家の所在不明の場合などがあり、著作隣接権についても裁定制度が必要である。(放送 池田氏・梶原氏)【再掲】
- ・ 権利者情報を含めたコンテンツ情報(メタデータ)は、コンテンツホルダーでなければ収集し得ず、コンテンツホルダーが、権利者が誰か分からない場合の裁定制度を求めるのは不合理である。今後の作品については、権利者団体との協力により利用の仕組みを作る方向で検討すべき。(実演 椎名氏)【再掲】
- ・ 過去の放送番組の二次利用については、既存の枠組みの中での関係者間の協議を通じた解決では限界があるのではないか。(金委員)【再掲】
- ・ 過去の放送番組の二次利用についても、実演家の権利を制限せずとも、所在不明の場合には、権利者団体は探索に協力しているし、総務省の研究会では、何らかのファンドを用意して、権利者が現れたときに支払いができるような仕組みを検討していたことがあるなど、まだ努力する余地があるのではないか。(実演 椎名氏)【再掲】

### (その他)

- ・ 番組制作に協力した研究者が、学会等で放送番組を活用する場合等の権利処理の方策についても検討すべき。(博物館 井上氏)
- ・ 放送番組をインターネットで流通させるための二次利用の円滑化は、50年前のテレビ番組など残っておらず、保護期間延長の問題とは無関係である。(三田委員)【再掲】

## 2. アーカイブへの著作物等の収集・保存と利用の円滑化方策について

### (1) 総論

#### (基本的な考え方)

- ・ 新たな創作は過去の文化遺産の土台に依るものであり、文化の発展に寄与する意味でも、アーカイブとして広く収集・保存されることは重要。(実演 椎名氏)
- ・ 多くの作品は、発売後1～2年で、店頭購入が難しくなるし、絶版、廃盤もある。エンドユーザーにとって、多様な著作物の入手のしやすさは重要であり、アーカイブ活動を支援し、アーカイブに手軽に触れられる機会を増やすべき。(エンドユーザー 津田氏)
- ・ コンテンツ事業者が自ら積極的にアーカイブ活動に対して、コンテンツを提供するなど、協力・支援する仕組みを作るべき。(エンドユーザー 津田氏)
- ・ 日本レコード協会で、集中管理事業のほか、音源のアーカイブ事業を推進している。このような民間レベルの取組の推進によって、アーカイブ事業の円滑化を進めるべき。(レコード 生野氏)
- ・ 著作物そのもののアーカイブと著作物のメタデータの保存とがあるが、後者をどのように整備していくかという論点に絞って議論すべきではないか。(瀬尾委員)
- ・ アーカイブの目的について共通認識を持つことが必要であり、コンテンツの自由な視聴、利用を促進する環境を整備することが重要である。著作者の情報だけではなく、中身に関する情報も付ける方向で検討すべき。(野原委員)

#### (保護期間問題との関係)

- ・ アーカイブは、文化の承継・発展のための公益性が認められる利用であり、保護期間延長の問題とは別に、アーカイブ化を容易化する措置を検討すべき。(音楽 川口氏・朝妻氏)
- ・ 保護期間延長は、アーカイブの活動を制約することになる。実際、アメリカやEUの書籍電子化計画では、保護期間がプロジェクトの障害として意識されている。(青空文庫 富田氏)
- ・ インターネットの活用やアーカイブは、保護期間内でも、手続を経れば可能であり、保護期間が切れればインターネットの利便性が活かせるとの関係ではないのではないか。(里中委員)
- ・ アーカイブすることを許可する等の意思表示システムとその作品情報のデータベースを作れば、保護期間を延長しても妨げにはならないのではないかと。(三田委員)
- ・ ボランティアによる民間のアーカイブ活動は、保護期間が切れて、著作物の取引費用がかからないことに大きく支えられている。(金委員)

### (2) アーカイブを行う基準、対象物について

- ・ 放送番組などは、日々大量に製作されている。アーカイブするものをどのように選択するのか。また、収集が大変ではないか。(文芸・脚本 寺島氏)

- ・ 絶版でも著作権が消滅するわけではない。アーカイブ化されると出版物として世に出る機会は少なくなり、出版文化の衰退につながるため、アーカイブは保護期間が経過したものに限るべきである。(書籍 金原氏)
- ・ 複数の出版社や印刷媒体以外でも出版されていることもあり、絶版かどうかは判断が難しい。(書籍 金原氏)
- ・ 公共施設でのアーカイブスが音楽配信事業を妨げないよう、収集するコンテンツの制限、利用方法(回線速度、利用回数等)の制限など調整が必要である。(音楽配信 戸叶氏)
- ・ コンテンツだけではなく、そのもとになった脚本そのものにも着目しなければならない。また、コンテンツに付帯する文献的価値を持つ情報も保存すべきであり、このことが、コンテンツの文化的価値を高めることになる。(文芸・シナリオ 西岡氏、実演 椎名氏)

### (3) アーカイブを行う上での課題について

- ・ アーカイブ事業は、現行の権利制限規定(図書館の保存や放送番組の保存)と著作権等管理事業法に基づく包括的権利処理の組み合わせによって推進すべき。(レコード 生野氏)
- ・ 保存のためのデジタル化が、著作権法第31条第2項の規定の範囲内かは議論が分かれている。(国会図書館 田中氏)
- ・ 音楽以外の分野では、管理事業者が管理する著作物等のシェアが高くなく、団体に属していない者の著作物、団体がない分野の著作物を利用する場合の交渉に時間・労力等がかかる。(放送・NHK 梶原氏、教育 酒井氏・佐藤氏)【再掲】
- ・ 新聞、雑誌のように1点の出版物に多くの著作物が含まれている場合は、権利者を調査するのが特に困難であり、事実上裁定制度が利用できない状況である。(国会図書館 田中氏)【再掲】
- ・ 例えば文芸の分野では文藝家協会に登録しない者の大部分は経済的利益を求めている者であり、非営利のアーカイブのような利用であれば、文藝家協会のホームページをチェックして名前がなければ、「相当な努力」を払ったことにするなど、利用者に負担のないようなガイドラインを作成すべきではないか。(三田委員)【再掲】
- ・ アーカイブの実現については、裁定制度を簡略化すれば十分対応できると思うが、裁定制度を利用するには事前調査が必要で、それを機能させるためには、権利者情報を管理するシステムを充実化することが必要である。(三田委員)【再掲】
- ・ 劣化した資料等の保存、パッケージ系電子出版物の再生方式の変更への対応、インターネット情報のフォーマット等の旧式化への対応のため、マイグレーション等を含むデジタル化による複製、図書館施設内での利用が保障されるような措置が必要である。(国会図書館 田中氏)
- ・ データの保存、再利用の規格が常に変化しており、再デジタル化に伴う圧縮・解凍による同一性保持について柔軟な規定を検討すべき。(博物館 井上氏)
- ・ 書籍の場合、テキスト形式で保存する場合とイメージ画像で保存する場合があり、

検索の観点からはテキスト形式で保存する必要が出てくるが、英語などと違って日本語では、読み取りソフトの性能の問題から誤植のあるデータで保存されることがある。これは同一性保持権についての問題が生じるのではないか。(三田委員)

- ・ 書籍は劣化して変色等するため、保護期間終了後にアーカイブして読み取ろうとしても難しい場合がある。新刊書を納本した時点で、完全に保存だけを目的とした写真的な複製ができるように措置することが必要ではないか。(三田委員)

#### (4) アーカイブされたものの利用方法について

- ・ 公共施設でのアーカイブスが音楽配信事業を妨げないよう、収集するコンテンツの制限、利用方法（回線速度、利用回数等）の制限など調整が必要である。(音楽配信 戸叶氏)【再掲】
- ・ 多くの作品は、発売後1～2年で、店頭購入が難しくなるし、絶版、廃盤もある。エンドユーザーにとって、多様な著作物の入手のしやすさは重要であり、アーカイブ活動を支援し、アーカイブに手軽に触れられる機会を増やすべき。(エンドユーザー 津田氏)【再掲】
- ・ アーカイブについては、教育機関に広く公開されるべき。(教育 酒井氏・佐藤氏)
- ・ すべての障害者にとってアクセス可能な形式で、また利用しやすいシステムとしてアーカイブを設計すべき。(障害者 井上氏)
- ・ 図書館等で、そこに行けば見られるという非営利のアーカイブがひとたびできあがれば、それをインターネットで誰でも利用、閲覧できることとしても、経済的利益を求めていないような権利者の場合には、問題はない。(三田委員)

### 3. 保護期間の在り方について

#### (1) 検討の視点について

##### (検討の観点)

- ・ 権利保護を強化するかどうかは手段にすぎず、パブリックドメインにすることと、さらに 20 年間権利者に独占させることの、どちらが、創作者にインセンティブを与えて情報の豊富化を招き、著作権法の目的である、社会全体の文化に発展に役立つかという観点から議論すべき。手段と目的を混同すべきでない。(中山委員、金委員)
- ・ 著作権ビジネスは作り手、送り手、受け手が揃って成立するものであり、保護期間延長によって著作権ビジネスがどのように影響を受けるのかも議論すべき。また、経済学的な観点からの分析も必要である。(エンドユーザー 津田氏、CC 野口氏、中山委員)
- ・ 保護期間の問題をただ経済的合理性等の面からのみ論じるべきではなく、創作者の創作意図への配慮の視点からも論ずべき。(美術 福王寺氏)
- ・ 保護期間延長の議論は、専ら財産権の問題であり、創作者の意図や創作者の人格への配慮、尊厳の問題は関係がない。リスペクトの問題は、作品の内容の質の問題であり、保護期間が切れているか切れていないかに関わりがない。(中山委員)
- ・ その時代の著作物の利用状況、著作権継承者が受ける利益の妥当性、保護期間経過後著作物の利用による国民の公的利益の期待等を勘案し、各国の国情に応じて判断すべき。(書籍 金原氏)
- ・ 著作物には公共性があり、市民の情報アクセスを不当に制限する制度設計はすべきでない。また、創作行為への意欲を失わせる制度設計はすべきでないが、意欲が失われないのに、国際動向や既得権益の保護の理由のみから保護強化を行うべきではない。(公立図書館 糸賀氏)
- ・ 多くのエンドユーザーが保護期間延長の必要性を感じていないというアンケート結果もある。その点も考慮すべき。(野原委員)
- ・ 欧米が死後 70 年に延長したのには、思想的なもの、政治的なものなど、それぞれの理由がある。我が国が、欧米が延長したときと同じような状況にあるのか、我が国固有の国益に合致するのかを検証すべき。(中山委員)
- ・ 国益にかなうかどうかとの観点のほか、短期的には国益にかなわなくとも、あるべき立法を検討すべきとの観点もあるのではないか。(上野委員)
- ・ いわゆる文豪や巨匠だけを念頭に置くのではなく、金銭目的に創作している著作者や、またコンピュータプログラムのように経済財として機能している著作物もあり、そういった著作物全体を見て、総体的に情報の豊富化にとって役立つか検討すべき。(中山委員)

##### (今後の情報流通の見通しとの関係)

- ・ インターネットの発展など情報の流通が急速に変わっている中で、50 年後の姿は想像がつかない。著作権は各国で延長を繰り返してきた一方で、一旦延長してしまうと短縮することは難しい。今の段階で延長を拙速に議論せず、当面凍結してもいいのではないか。(慎重な創作者 平田氏、実務家 福井氏)

- ・ 情報流通のためのプラットフォームがどうあるべきか、その適正な整備をまず考え、その姿を見てから、適正な保護期間について検討すべき。(慎重な創作者 椿氏)

### (利用円滑化や他の要素との関係)

- ・ 保護期間が延長されると、著作者の権利関係の調査が一層困難になる。延長するにしても、利用の円滑化のための方策が十分に措置されるべき。(書籍 金原氏、国会図書館 田中氏、公立図書館 糸賀氏)
- ・ 延長の条件として、戦時加算や権利管理会社の権利範囲など、一般の利用者や事業者に分かりにくい部分を解消すべきである。(音楽配信 戸叶氏)
- ・ 延長したとしても、需要に見合ったコストで著作物を利用できるかどうかという方法論から議論を進めるべきである。(佐々木(隆)委員) 【再掲】
- ・ 保護期間の延長は、戦時加算制度の廃止、又は戦時加算対象著作物の消滅後とすべきである。それまでの間、死後 60 年に延長ということも考えられる。(書籍 金原氏)
- ・ 障害者への情報保障の環境が不十分なまま、保護期間を延長することは、さらに情報環境を悪化させるおそれがある。十分に意見聴取をすべき。(障害者 井上氏)
- ・ 権利者情報の整備等は必要であるが、そのデータベースがあれば保護期間を延長してもいいという議論ではなく、保護期間とは別個の問題として取り組まなければならない課題である。(青空文庫 富田氏) 【再掲】
- ・ 戯曲の場合、著作者の同意の下で改変、加筆が行われるため、海外の作品までも含めた集中管理許諾方式はほぼ無理で、人格権だけ延長しないことも国際協調の観点から困難など、利用の円滑化やアーカイブだけでは問題は解決しない。(慎重な創作者 平田氏) 【再掲】
- ・ 権利者情報のデータベースは個人情報の蓄積であって扱いが難しく、構築は可能なのか。架空のデータベースに期待して保護期間延長の議論をすべきではない。(慎重な創作者 寮氏) 【再掲】

## (2) 保護期間延長の議論の契機となる事項

### (2-1) 遺族との関係、寿命の伸長について

#### (成果が還元されるべき遺族)

- ・ 生涯保障のない世界で、自らの創作物によって自分と家族の糧を得て生きる創作者にとって、また、長寿高齢化が進む中で、遺された家族の未来を考えれば、保護期間を延長すべきとの思いは当然である。(漫画 松本氏)
- ・ 創作者の創作を支えているのは、家族だけではなく、作品を購入する社会の経済的余剰であり、過去の文化遺産の蓄積であり、社会全体である。そこから生まれた成果を特定個人等が囲い込むべきではない。(慎重な創作者 寮氏)
- ・ 生前には理解されず、死後に評価される作品もあるが、そういう作品の場合、創作は家族を犠牲にして行われている。(美術 福王寺氏)
- ・ 著作者にも様々な人がおり、個々の事例がどうだったかということだけでなく、著作

物全体を見て、総体的に情報の豊富化にとって役立つか検討すべき。(中山委員)

- ・ 演劇、美術の分野では、公的な支援が不可欠であり、公的支援を受けた成果について、個人の権利として主張することに、国民のコンセンサスが得られるのか。(慎重な創作者 平田氏、椿氏)【再掲】
- ・ 仮に子どもの生活保障が最低限必要だとして、最長で創作者の死後すぐに生まれた子が大学卒業するまで 25 年の保護期間で十分である。孫世代まで収入保障をする必要はなく、孫を育てるのは子世代の責任である。(慎重な創作者 寮氏、野原委員)
- ・ 著作物の創作を保護する観点からは、保護の恩恵を受けるのは、創作に関わる意識が共有できる範囲の直系親族に限定(子が亡くなるまでの期間)すべき。(公立図書館 糸賀氏)

### (創作者の意思と遺族の意思)

- ・ 遺族が創作者の意図した通りの権利行使を行わない場合もある。真の理解者を得るために出来る限り多くの人に創作物を流通させるべきである。(慎重な創作者 寮氏)
- ・ 保護期間が延長されれば、創作者の意図を理解しない相続人にまで権利が承継され、作品の利用を理解されない危険が増えるのではないか。(慎重な創作者 平田氏)
- ・ 遺族が無理解だと思ふのは、利用者側の勝手であり、相続者としては、亡き創作者の心を推しはかって守るのが使命である。(里中委員)
- ・ 相続により権利者が分散することで、交渉コストが増大する。権利を管理する自覚のない権利者は、著作物の利用を阻害する大きな要因である。(CC 野口氏、音楽配信 戸叶氏)【再掲】

### (寿命と保護期間との関係)

- ・ 寿命は妻子だけでなく、著作者自身も伸びるために相互に相殺され、人類の寿命延びたから保護期間を延長すべきということは、論拠として弱い。(金委員)
- ・ 作家は、非常に厳しい作業環境で仕事をしており、早死にする場合も多い。創作者が若死にした場合には、死後 50 年では、創作者の一世代の生存中にも、保護期間が切れてしまうことがある。(漫画 松本氏)

## (2-2) 諸外国との保護期間の差異について

### (基本的な考え方)

- ・ 世界の文物を受け入れ、世界に発信していくためには、その場の共通ルールに則していく必要がある。(音楽 川口氏・朝妻氏)
- ・ グローバルな規模で文化活動が行われる中で、自国では保護が終了している一方、相手国では保護期間が残っている際には、相手国の作品に自分の国では価値を認めないという状況が生じ、相手国の作家とはやりとりがしにくい。海外で著作権が生きている作品を、日本では自由に使えるからといって、喜ぶべき状況ではなく、国同士で作品を尊重し合うことが重要である。(文芸 坂上氏、漫画 松本氏、美術 福王寺氏)
- ・ そのときには時代を先走っていた作品が、別の場面で突如として評価される例も

多い。その際に著作権の保護期間が終了していたら何にもならない。世界の趨勢に合わせておくべき。(漫画 松本氏)

- ・ 欧米の水準に合わせることがなぜ望ましいのか、日本の文化振興にどのようなメリットがあるのか、合理的に述べるべき。(青空文庫 富田氏)
- ・ 日本のコンテンツの海外進出では、アジアが巨大なマーケットであり、アジアの国が保護期間について今後どう取り組んでいくのか考えるべき。(佐々木(隆)委員)
- ・ アーカイブした博物館資料については、国際的な協調の観点からネットで公開しており、保護期間の延長は十分影響を議論すべき。(博物館 井上氏)
- ・ 国際的な保護期間の平準化のためには戦時加算の解消が不可欠である。(写真 松本氏)

### (平準化の内容)

- ・ 国際的動向については、アジア、ヨーロッパ、アメリカでまちまちであり、必ずしも70年が国際標準とはいえない。(実務家 福井氏)
- ・ 元々、著作権の保護期間は、国際的には死後50年が標準であり、国際的な調和を乱してきたのは、欧州諸国やアメリカである。(金委員)
- ・ 国際的な平準化のために70年に延長しても、アジア・アフリカ諸国など、50年の国との調和が問題になるのではないか。(慎重な創作者 平田氏、実務家 福井氏)
- ・ 我が国との文化交流が盛んな欧米諸国等を対象として考えるべきであるし、実際に流通しているコンテンツのほとんどは70年の国のものである。(生野委員、都倉委員、文芸・シナリオ 西岡氏、音楽 川口氏・朝妻氏、写真 松本氏)
- ・ 著作隣接権延長が英国で見送られたように、権利を強める方向が国際的潮流とはいえない。著作権の歴史はわずか百数十年であり、長い歴史を踏まえれば、昨今の動きこそが特殊な可能性もある。(慎重な創作者 平田氏、実務家 福井氏)
- ・ 権利の保護の実効性を高めるには国際調和が必要であるという観点からは、結局、メキシコのように70年をさらに超える国もあり、一番保護期間が長い国に合わせなければならないことになってしまう。(津田委員)

### (保護期間が異なることの弊害)

- ・ インターネット等で著作物が簡単に国境を越える時代にあって、保護期間が切れている国にサーバを置いて著作物を発信すれば、まだ保護期間が切れていない国からでもダウンロードができてしまう。著作物等の保護の実効性を高めるためには、保護期間についても国際的な調和を図る必要がある。(音楽 川口氏・朝妻氏、瀬尾委員)
- ・ インターネットの普及によってそのような問題が起きるのは確かだが、そのために保護期間の20年延長が必要とは、どのような理屈によるのか。(中山委員)
- ・ 日本は海外頒布用レコードの還流防止に取り組んできたが、一方で、日本で著作権が切れたものを海外で並行輸入することになれば、それと同じことを日本自らがすることになってしまう。(都倉委員)
- ・ 海外の著作物の流通に携わることで、国内において海外権利者の立場を代弁する立場に置かれることもあるため、国際的な調和は重要である。(書籍 金原氏)
- ・ 海外との事業で、保護期間が異なることで特にビジネス上の問題になったことは

ないし、経済合理性を考えれば、その理由でビジネスが止まることはあり得ない。

(慎重な創作者 平田氏、実務家 福井氏)

- ・ 音楽配信では、保護期間経過後の作品を無料でダウンロードできるようにすることがあるが、海外ではまだ保護期間が存続している場合には、海外の権利者が日本の配信事業者に対して契約を拒む恐れがある。(音楽配信 戸叶氏)
- ・ 保護期間の差により欧米で流通ができないとの理由で、より保護期間が長い方に調和させて、日本でも流通できなくするような保護期間延長の発想は不合理である。(実務家 福井氏、野原委員)
- ・ 国際的に著作物を管理する場合、その保護期間がまちまちであると、保護期間の確認などの管理コストが増加し、流通を阻害する。(写真 松本氏)
- ・ 著作物の利用の際に、著作者、没年についての調査は、保護期間が異なるかどうかにかかわらず必要な作業であり、管理コストの増にはならないはず。(中山委員)
- ・ 共同著作で、例えば、一人が日本人で残りがアメリカ人の場合、全体が有利になるよう、その日本人は米国法が適用になるようにすることも考えられる。その結果、日本で著作権の空洞化が起こるのではないか。(都倉委員)

#### (諸外国の保護期間延長の背景)

- ・ 諸外国が保護期間を死後 70 年に延長した背景には、手厚い方が、文化芸術の発展に資するという判断をしたことがあるのではないのか。(音楽 川口氏・朝妻氏)
- ・ 欧米が死後 70 年に延長したのには、思想的なもの、政治的なものなど、それぞれの理由がある。我が国が、欧米が延長したときと同じような状況にあるのか、我が国固有の国益に合致するのかを検証すべき。(中山委員)【再掲】
- ・ 諸外国での保護期間延長の議論において、創作者へのリスペクトや人格的利益の保護の実効性を高めるという観点の議論は見られず、例えば、EU指令では平均寿命の伸張の議論がされており、真剣に検証すべき。(上野委員)

### (3) 延長によって得られる効果、弊害について

#### (3-1) 延長による創作インセンティブについて

- ・ 死後 50 年であれば、創作するインセンティブがないが、これを 20 年延びるならインセンティブが生じるということがあり得るのか。20 年の延長で、どの程度情報の豊富化に役立つのか。(中山委員)
- ・ 実証的な調査は行っていないが、現行の死後 50 年でも著作物の公表は行われており、現行制度によって創作意欲が失われているとは思えない。(公立図書館 糸賀氏)
- ・ 文化の発展に寄与するかどうかの観点からは、少なくとも、作者が死んだ後の著作物について保護期間を延長しても、創作へのインセンティブは増進されない一方で、今後の著作物の利用を質量ともに制約することになる。延長を議論するとしても、将来創作される作品に限定すべき。(教育 金氏、青空文庫 富田氏、CC 野口氏)
- ・ 海外で我が国の著作物が利用されている中、権利がなければ収入が得られないと

いう経済的な観点からは、過去の作品についても検討する必要があるのではないか。

(**洪谷委員**)

- ・ 今後創作される著作物について保護期間を延長する場合は、創作者の創作インセンティブを促進する側面があるのは明らか（ただし程度は低い）だが、延長による利用制限効果と創作制限効果の比較分析をして判断すべき。(教育 金氏)
- ・ 書籍出版については、保護期間を延長した場合の創作者のインセンティブの増加は、1～2%あるいは、1%以下と研究されている。(経済 田中氏)
- ・ 創作者にとって、金銭ではなく、死後に評価されて過去の文豪並びの評価を受ける可能性がある期間が延びるという事実が創作のインセンティブとなる。(三田委員)
- ・ 創作環境として、権利が少しでも与えられるなら、創作者はプラスだと思う、そういう単純なものもプラス材料として捉えられる。(瀬尾委員)
- ・ 支払われる対価は、創作者の創作活動の基盤となるだけでなく、出版社、レコード会社等によって新たな創作に投資されることで、現在の創作者や次代を担う新人に創作の機会が与えられる。このような創作サイクルの源泉を豊にすることが、新たな才能に機会を与え、意欲を刺激する。(音楽 川口氏、朝妻氏)
- ・ 英語教室の事業では、自社開発の教材を他社が使わないようにするためのビジネスの戦略的なツールとして著作権が用いられている。このように優れた教材を作って社会に貢献する企業にとっては、保護期間延長が、そのままビジネス活動の延長になり、優良な著作物の制作に投資するインセンティブになる。(音楽配信 戸叶氏)

### (3-2) 延長に伴うコスト、利用の支障について

#### (利用に関する支障一般)

- ・ 保護期間が延長されると、経年により死亡する人間が増加し、相続により許諾を得なければならない人数も増加することになる。(公立図書館 糸賀氏)
- ・ 保護期間が延長されると、権利者が拡散し、一部の権利者の反対によって利用拒絶を受ける可能性が高まる。(慎重な創作者 平田氏)
- ・ 著作物の利用についての取引費用（著作物探索コスト、契約コスト、適正利用監視コスト）は、著作権保護がない作品に比べて、著作物の利用を抑制する効果を持つ。権利者にとってもプラスにならない。著作物の取引費用を軽減するための投資が行われるのは商業的な価値がある著作物に限られるため、死後 50 年の時点で投資に見合う十分な商業的な価値を持たない大半の著作物は、延長によって、20 年間取引されず、死蔵される可能性が極めて高い。(教育 金氏)
- ・ 各種の権利制限規定が用意されている学校教育などでは、保護期間を延長しても、具体的な支障はないのではないか。(生野委員)
- ・ 障害者に対しては、もっと著作物を利用できる幅を広げていけば、保護期間を延長しても、支障はないのではないか。(三田委員)

#### (二次創作等に関する支障)

- ・ 創作は、先人の文化的遺産を土台にして生まれるものであり、保護期間の延長は、

この円滑な利用における取引費用を増大させるおそれがあり、過去の著作物が利用されなくなれば、未来の創造活動を阻害するリスクがある。(金委員)

- ・ 著作権法では、アイデアは保護されないため、そっくり同じものをそのまま利用するのでなければ、過去の著作物の利用は自由にできるのではないか。(三田委員)
  - ・ 著作権の中には翻案権があり、同じものを使わなければいいというものではない。(中山委員)
  - ・ 翻案権、二次著作物を利用する権利のみは延長しないということも、検討の選択肢の一つになりうるのではないか。(上野委員)
  - ・ 遺族が創作者の意図した通りの権利行使を行わない場合もある。真の理解者を得るために出来る限り多くの人に創作物を流通させるべきである。(慎重な創作者 寮氏)
- 【再掲】
- ・ 保護期間が延長されれば、創作者の意図を理解しない相続人にまで権利が承継され、作品の利用を理解されない危険が増えるのではないか。(慎重な創作者 平田氏) 【再掲】
  - ・ 二次創作については、何でも自由に使えることが良いわけではなく、権利承継者である遺族の許諾を得られるような質の高い作品を生み出すよう絶えず努力することが、良い二次創作が生まれることにつながる。(三田委員)

### (3-3) パブリックドメインによる利用促進効果について

- ・ 著作者の死後 50 年を過ぎて商用的価値がある作品は、一体、どの程度あるのか。(金委員、津田委員)
- ・ 出版の分野では、種類によって状況は異なるが、文学的な作品、名作では、既に著作権が切れた作者の作品でも流通している作品があるし、さらに新たに発行されることもある。(書籍 金原氏)
- ・ 書籍出版、映画の例では、パブリックドメインになることによって、新規事業者の参入によって、それまでなかった流通ルートや新たな利用者が開拓されるなど、利用方法の革新が生じる。(経済 田中氏)
- ・ シャーロックホームズの二次著作などの関連作品は、保護期間が切れる付近から出回る量が相当増えている例がある。(経済 田中氏)
- ・ 過度な著作権保護は、批判精神やパロディーを抑制し、新しいものを作ろうとする個々のチャレンジ精神や、我が国の将来の表現力を失わせるおそれがある。(慎重な創作者 平田氏)
- ・ ネットワーク化の下で一億総クリエイターと言われる中で、カバー作品、アナザーストーリーなどの再創造作品が生じやすくなっており、ネットワーク化の下では、パブリックドメインの意義が高まっている。(経済 田中氏)
- ・ インターネットによる著作物の利用の拡大は、それは保護を犠牲にして起こったものではなく、保護期間を延長しなければ、従来の保護水準を維持したまま、公正な利用が拡大し、文化の発展につながられる。(青空文庫 富田氏)
- ・ インターネットの活用やアーカイブは、保護期間内でも、手続を経れば可能であ

り、保護期間が切れればインターネットの利便性が活かせるとの関係ではないのではないか。(里中委員)【再掲】

- ・ 利用の自由度が高まるに魅力は感じるが、法的手段がなければ、元の著作物の創作意図を無視した改ざん、非礼な利用を排除できない。また、創作に挑んだ者への敬意を忘れない世の中にするためにも法的手段が重要である。(文芸・シナリオ 西岡氏)

## (4) 結果予測の分析

### (4-1) 著作物の創造サイクルに与える影響について

#### (創作に先立つ環境)

- ・ コンテンツ立国を考えるのであれば、コンテンツにアクセスしやすい環境(入手性、価格、利便性)を整えることを考えるべき。その環境があることが文化的に豊かな状況をもたらす。(エンドユーザー 津田氏)
- ・ 欧米は、インターネットの効用が明確でない段階で保護期間を延長したが、日本は、多くの人々が平等に容易に著作物に触れられるなどのインターネットの利点を生かした文化振興のモデルを検討すべき。(青空文庫 富田氏)
- ・ 支払われる対価は、創作者の創作活動の基盤となるだけでなく、出版社、レコード会社等によって新たな創作に投資されることで、現在の創作者や次代を担う新人に創作の機会が与えられる。このような創作サイクルの源泉を豊にすることが、新たな才能に機会を与え、意欲を刺激する。(音楽 川口氏・朝妻氏)【再掲】
- ・ 演劇、美術の分野では、公的な支援が不可欠であり、公的支援を受けた成果について、個人の権利として主張することに、国民のコンセンサスが得られるのか。(慎重な創作者 平田氏・椿氏)【再掲】

#### (既存の創作物の蓄積を土台とした創作)

- ・ 新たな創作を生むには、先人の作品を土台とした部分が9割、自分のオリジナリティは1割という意見がある。(常世田委員)
- ・ 延長することによって許諾を要する期間が増え、また、保護期間延長によって、著作物がさらに20年間死蔵される場合、過去の著作物の利用を土台とした次なる創作の機会を奪うことになる。(教育 金氏、実務家 福井氏)
- ・ 先人の作品から着想を得て作品が生まれるのは確かだが、そのことは、保護期間内でも外でもある話で、保護期間の話とは関係がない。(音楽 川口氏・朝妻氏)

#### (高い創作性を有する作品の創造)

- ・ 無料になったから使うという使い方は、商業的観点の利用を偏重する考え方である。安易に過去の思想・感情・表現を借用した作品が大量に流通することにはなっても、創作的な表現を本質とする豊かな文化芸術の発展にはならず、文化芸術の愛好家、消費者に不利益となる。(音楽 川口氏・朝妻氏)
- ・ 芸術は模倣から始まるとの考えもあるが、オリジナリティのある作品を手厚く保

護することが基本であり、保護することは文化・芸術の発展に資するものである。早く保護が切れた方がいい作品が多く生まれるということではない。(音楽 川口氏・朝妻氏、美術 福王寺氏)

- ・ 開花された個性を保護するとの方法の一方、海外では、個性を殺して模写することで伝統を学び取るとの模写教育が重要になっている。優れた芸術作品は、模写や改良によって系統発生するものであり、保護はできるだけ短くして、伝統の中から新しい文化が生じるシステムを重視すべき。(慎重な創作者 別役氏)

#### (社会全体の文化に対する考え方)

- ・ 無料になったから使うという使い方は、利用は生じても、社会全体のレベルにはならない。どのように活用するかという仕組みづくりによって価値創造の力が上がっていくことになる。(文芸 坂上氏)
- ・ 利用の自由度が高まるに魅力を感じるが、法的手段がなければ、元の著作物の創作意図を無視した改ざん、非礼な利用を排除できない。また、創作に挑んだ者への敬意を忘れない世の中にするためにも法的手段が重要である。(文芸・シナリオ 西岡氏)

#### 【再掲】

- ・ 過度な著作権保護は、批判精神やパロディーを抑制し、新しいものを作ろうとする個々のチャレンジ精神や、我が国の将来の表現力を失わせるおそれがある。(慎重な創作者 平田氏) 【再掲】
- ・ 死後の保護期間の延長よりも、生存中の公的支援の拡充などを国民に訴える方が芸術界にとって重要ではないか。(慎重な創作者 平田氏)

### (4-2) 国家の資産、貿易上の利害について

- ・ 日本が知的財産立国を目指し、文学作品、漫画、アニメ等が海外へ進出する中で、著作権保護が切れてしまうのは、国家的な財産の喪失である。(音楽 川口氏・朝妻氏、漫画 松本氏)
- ・ 創作者が収入を得るチャンスを増やすという点で、国策でもあるクリエイターへのリターンの強化、知的財産の保護の強化になる。(権名委員)
- ・ 建築、ファッション、漫画、アニメ等、保護や権威が薄い分野では、日本の文化が世界に通用するものになっている。保護がないために、開拓精神、チャレンジ精神が育ち、我が国の生産力につながる。(慎重な創作者 椿氏)
- ・ その時代では時代を先走っていた作品が、突如として評価される例も多い。その際に著作権の保護期間が終了していたら何にもならない。世界の趨勢に併せておくべき。(漫画 松本氏) 【再掲】
- ・ 日本が目指す知的財産立国は、一国知財主義ではなく、知財による国際貢献を目指すものであるべきであり、アジア・アフリカ諸国との連帯を準備すべき。(慎重な創作者 平田氏)
- ・ 日本の著作権の国際収支は年間 6,000 億円の赤字であり、保護期間延長は、輸入超過や国際的な知財の偏在を固定化してしまうおそれがある。30 年後の世界の知

財の状況を踏まえて決めるべきで、現時点で、欧米の古い作品の延命を日本が後押しをする理由はない。(実務家 福井氏)

#### (4-3) 経済分析について

- ・ 経済学的な観点からは、今でも十分期間が長く、これ以上延ばすことには、何ら経済的な効用が見いだせないとする分析結果がある。(CC 野口氏)
- ・ 延長による利益の増加が1～2% (書籍の例) である中で、それによって、新たな創作のインセンティブになることは通常考えにくい。これは、ノーベル経済学賞受賞者を含めて米国の17人の経済学者が一致している見解。一方、パブリックドメインになることによる利益は明らかに存在しているようであり、延長しない方が社会のためになると考えられる。(経済 田中氏)

#### (4-4) 創作者の人格的利益について

##### (創作者が求める人格的利益)

- ・ 著作者の中では、より多くの人に作品を聴いて欲しい、読んで欲しいという人のほうが、何でもかんでも流さない方がいいという人より多いのではないかと。(エンドユーザー 津田氏)
- ・ 創作者は、作品を作る際には、どのように利用・流通させるかは考えず、思想・感情と向き合っており、典型的な著作者像の中では、このタイプの人間が圧倒的に多い。利用者側がこういった創作者の感情に無関心な点に議論のズレが生じる。(瀬尾委員)
- ・ 外向けに伝えたいものをイメージして創作する者と自分の中で内なる自分との闘いで創作する人とは、どちらが多いという問題ではなく、ケースバイケースである。(エンドユーザー 津田氏)
- ・ 著作者にとって、作品は子どものようなもの。気持ちの上では、その関係は永遠であり、保護期間は長い方がいい。(文芸・シナリオ 西岡氏)
- ・ エンドユーザーに対するネット調査では延長反対が多い。作り手にとっては作った著作物が唯一無二のものであり、受け手にとっては多くの著作物の中の一つに過ぎないという点で、両者の意識には温度差がある。(エンドユーザー 津田氏)
- ・ 保護期間延長の議論は、専ら財産権の問題であり、創作者の意図や創作者の人格への配慮、尊厳の問題は関係がない。リスペクトの問題は、作品の内容の質の問題であり、保護期間が切れているか切れていないかに関わりがない。(中山委員)【再掲】
- ・ 創作者へのリスペクトが、本屋に並ぶなどの形で具体の形で表現されるかどうかは、財としての価値がなければ不可能であり、リスペクトと経済活動は密接な関係がある。(三田委員)

##### (同一性保持が容易になることによる利益)

- ・ 著作権フリーになると、改ざんも自由になる。もちろん著作者人格権はあるが、

実際には、複製権とセットになっていないと訴えることが難しい。(三田委員)

- ・ 財産権が存続することは、人格権を守るために利用を許諾しないとといった使い方もできるため、原作者の人格権にとって意義がある。(里中委員)
- ・ 著作権の行使は、金銭目的のみではなく、人格的利益の確保のために行使されることもありうるが、保護期間延長という手段でなければできないことなのか、という議論もありうる。(上野委員)
- ・ 原作者は、伝えようとする信念をもって創作に挑んでおり、著作権の保護がなく自由利用の下で、意識、改変され、原作者の意図しない形で各分野に用いられること、さらには、流用者の利益に帰結するのは、耐え難い屈辱的事態である。(漫画 松本氏)

#### (広く流通・認知されることによる利益)

- ・ 著作権によって、死後に読み継がれる機会が減るのであれば、それこそ創作を軽視するものであり、作家が心血を注いだ作品を殺すことになる。(慎重な創作者 寮氏)
- ・ 自分の作品を自由に使ってもらいたいという人がいれば、それはその人の判断で意思表示をすればいい。(漫画 松本氏)
- ・ 著作権は特権であり、放棄したい人が意思表示をするのではなく、延ばしたいという側が手続きをとるべきである。(慎重な創作者 寮氏)
- ・ 子孫に処理を任せるわけにいかないと思う創作者は、そうすればいいが、保護期間延長しなければ、そういう選択の余地もなくなる。(椎名委員)

#### (5) 文化行政による保護との関係について

- ・ 横山大観記念館の運営に見られるように、著作権があることによって文化遺産の保存が図られていることも考慮すべきである。(美術 福王寺氏)
- ・ 文化遺産の保存については、保護期間を20年延長しても、その後、同じ議論になるはずである。文化遺産の保存は著作権制度ではなく、文化財をどのように保存するかという文化財行政の議論である。(中山委員)
- ・ 死後の保護期間の延長よりも、生存中の公的支援の拡充などを国民に訴える方が芸術界にとって重要ではないか。(慎重な創作者 平田氏)【再掲】

#### (6) 著作隣接権の保護期間について

- ・ 著作権と著作隣接権とで、保護期間に格差を設ける合理的な根拠はない。(レコード 生野氏)
- ・ 実演家については、存命中に権利を失う場合もあり、実演の著作隣接権の保護期間を「実演家の死後」起算に改めるか、平均寿命の一般的な伸長を加味した加味した年数に改めるべきある。(実演 椎名氏)
- ・ 音楽文化は、楽曲創作、実演提供、原盤製作が一体となっているものであり、三者の保護期間は調和的に設定されるべき。(レコード 生野氏)

- ・ レコードは物理的媒体に固定されており、劣化を防ぎレコード文化の承継、発展に寄与するためには、デジタル化、リマスタリング等の費用負担が必要となる。保護期間延長が、過去のレコードの商品化のインセンティブにもなる。(レコード 生野氏)
- ・ レコードの保護期間の国際的潮流では、既に 21 カ国が 50 年を超える期間を保護している。また、レコード製作者の著作隣接権は、類似する音を固定したレコード製作には及ばないため、保護期間を延長しても、新たな創作に対する制約にはならない。(レコード 生野氏)

### (7) 戦時加算の取扱いについて

- ・ 戦後 60 年以上が経過しており、既に戦時中の逸失利益は還元されている。また、我が国のみに課せられており、正当性を欠くものであるから、連合国側の理解を得て解消を図るべき。(都倉委員、音楽 川口氏・朝妻氏)
- ・ 保護期間の延長は、戦時加算制度の廃止、又は戦時加算対象著作物の消滅後とすべきである。(書籍 金原氏)【再掲】
- ・ 国際的な保護期間の平準化のためには戦時加算の解消が不可欠である。(写真 松本氏)【再掲】
- ・ 10 年の戦時加算を解消するために、20 年の延長をすることで交渉するのは不合理である。(実務家 福井氏)
- ・ 著作権協会国際連合 (C I S A C) 総会において全会一致で権利行使の停止を決議したことは、戦時加算制度の不合理さを表しているのではないか。(都倉委員)

### (8) その他

- ・ 没年確認ができないような場合、生後又は作品公表後 150 年で保護期間が終了することとすべき。(青空文庫 富田氏)【再掲】
- ・ 保護期間の死後 50 年から 70 年までの間は、許諾権ではなく報酬請求権にしているかどうか。又は、再創造、非営利利用は自由、営利利用の場合も収入の数%の支払いで利用できるとの緩い報酬請求権も考えられる。(音楽配信 戸叶氏、経済 田中氏)
- ・ 延長をするならば、延長を希望する者は更新料を支払って登録する制度 (opt-in 方式) など、著作物の利用制限、死蔵などの保護期間延長による弊害を最小化する方策を講じるべき。(教育 金氏)
- ・ 延長した 20 年で得られた使用料については、国家が徴収し、芸術教育や若手芸術家支援、途上国の文化振興基金など公的資金に充ててはどうか。(慎重な創作者 平田氏)

## 4. 意思表示システムについて

### (1) 基本的な考え方

- 意思表示をしてライセンスを付するためには、関係権利者の同意が必要で、その段階では、通常の利用処理の問題点を回避できるわけではない。(CC 野口氏)
- 利用を認める意思、利用条件を利用者に伝える仕組みは、利用者・権利者双方の時間、労力の節約となり、利用を促進する可能性がある。権利者情報のデータベースの構築と併せて実用化が考えられる。(音楽 川口氏・朝妻氏)
- 意思表示システムは、専門的な法知識がなくとも利用できる効果があり、利用の浸透を進めるべき。(教育 酒井氏・佐藤氏)
- 意思表示システムは、オンラインで作品を公表し他の人によるリミックスを促していく形の創作形態や、電子商取引などで実際に役立っている。(CC 野口氏)
- 利用条件を定めて許諾する意思表示システムがあってもよいのではないかと。(瀬尾委員、上野委員)
- クリエイティブコモンズは、非営利で広く利用されることを想定しており、現行著作権法の下でそれを実現するためにライセンス契約という形態をとってはいるが、有料化してビジネスに用いるとなると、元々の思想から反対も多くなるかもしれない。(中山委員)
- 著作権を放棄するための意思表示システムとそのデータベースがあってもよいのではないかと。(上野委員)【再掲】
- 実際問題として、放棄するためにわざわざ意思表示をするというインセンティブはないので、その工夫が必要。(中山委員)
- クリエイティブコモンズは、法的な議論を積み重ねて導入した制度ではないがゆえに現行のような広がりを見せているという面もあり、民間の取組に任せることも一案ではないかと。(金委員)
- ソフトウェアの分野では、DRMの中で著作権者がどのように流通させたいかということを経営的に担保できるようになっているので、議論は、電磁化された許諾条件をどこまで著作権法で保護するのかという点になる。意思表示システムも、そういう方向を目指すのか。(久保田委員)
- アナログの著作物も多数にのぼるため、DRMだけで対応するのは現状では難しい。(中山委員)

### (2) 利用促進のための措置

- 意思表示システムを普及促進するためには、流通関係者（出版社やレコード会社）にシステムの存在を著作者に告知する義務を課すことや、表示実績により出版社等に優遇措置を設ける等の工夫が必要である。(公立図書館 糸賀氏)
- 意思表示システムの利用が促進されるためには、虚偽の表示、権限のない者による表示について罰則等を設ける、表示を信じた者に対する免責を規定することにより、仕組みの信頼性を上げることが必要である。(書籍 金原氏、音楽配信 戸叶氏、中山委員)

- ・ 権利者情報のデータベースに利用条件の意思表示も加える場合には、他人がなりすました場合の問題等もあり、比較的公的な機関の後援など、ある程度体制を構築する必要がある。(瀬尾委員)【再掲】
- ・ 意思表示システムに著作権法の裏付けを与え、著作権に含まれる権利のうち、何を望むかを選択して表明、又は登録できる制度を設けるよう、法改正すべき。(青空文庫 富田氏)
- ・ 複数の意思表示システムが並立しているが、ライセンスの種類標準化、異種ライセンス間の相互互換性の確保が必要である。ただし、法的な解決が必要か、市場の解決に委ねるべきかは検討を要する。(CC 野口氏)
- ・ 自由利用のライセンスによって流通されているものを、商業利用しようとする場合は、別途契約が必要となるため、権利者情報を保持する活動と連携することが必要である。(CC 野口氏)
- ・ 自由利用マークについては、周知徹底が不十分なためか普及しておらず、より普及しやすく実効性のあるシステムが求められる。(障害者 井上氏)
- ・ 博物館等の社会教育施設を対象とした自由利用マークについて検討すべき。(博物館 井上氏)

## 5. その他

本委員会の直接の検討課題以外に関する意見として、次のような指摘があった。

- ・ 契約の場面で弱い立場に立たされる創作者に関する課題について
- ・ 障害者に関する権利制限について
- ・ 著作権等管理事業者の使用料の額について

(注) 本資料において、発言者名に関して用いた略称は、以下による。(敬称略)

また、本資料は、検討課題や意見の整理に資するための案として、また、複数意見をまとめる過程で、事務局の責任において意見の要約を行ったところがある。

(文芸 坂上氏)	坂上 弘	(社) 日本文藝家協会理事長
(文芸・脚本 寺島氏)	寺島 アキ子	(協) 日本脚本家連盟常務理事
(文芸・シナリオ 西岡氏)	西岡 琢也	(協) 日本シナリオ作家協会理事長
(音楽 川口氏・朝妻氏)	川口 真 朝妻 一郎	作曲家、日本音楽作家団体協議会 (社) 音楽出版社協会会長
(漫画 松本氏)	松本 零士	漫画家、(社) 日本漫画家協会常務理事、著作権部部長
(実演 椎名氏)	椎名 和夫	(社) 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター運営委員
(放送・民放連 池田氏)	池田 朋之	(社) 日本民間放送連盟・知的所有権対策委員会IPR専門部会、コンテンツ制度部会主査
(放送・NHK 梶原氏)	梶原 均	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター(著作権・契約) 副部長
(書籍 金原氏)	金原 優	(社) 日本書籍出版協会副理事長
(音楽配信 戸叶氏)	戸叶 司武郎	(社) 音楽電子事業協会著作権委員会副委員長
(国会図書館 田中氏)	田中 久徳	国立国会図書館総務部企画課電子情報企画室長
(青空文庫 富田氏)	富田 倫生	青空文庫呼びかけ人
(CC 野口氏)	野口 祐子	弁護士、クリエイティブ・コモンズ・ジャパン専務理事
(エンドユーザー 津田氏)	津田 大介	IT・音楽ジャーナリスト
(教育 金氏)	金 正勲	慶応義塾大学准教授
(教育 酒井氏)	酒井 淳	NPO法人著作権利用等に係る教育NPO理事長
(教育 佐藤氏)	佐藤 公作	全国高等学校長協会管理運営研究委員会委員
(障害者 井上氏)	井上 芳郎	障害者放送協議会著作権委員会委員長
(公立図書館 糸賀氏)	糸賀 雅児	慶應義塾大学教授
(博物館 井上氏)	井上 透	(独) 国立科学博物館情報・サービス課長
(慎重な創作者 平田氏)	平田 オリザ	劇作家、演出家
(慎重な創作者 別役氏)	別役 実	劇作家
(慎重な創作者 椿氏)	椿 昇	現代美術家、京都造形芸術大学教授
(慎重な創作者 寮氏)	寮 美千子	作家、詩人
(実務家 福井氏)	福井 健策	弁護士
(演奏団体 岡山氏)	岡山 尚幹	(社) 日本オーケストラ連盟常務理事
(写真 松本氏)	松本 徳彦	有限責任中間法人日本写真著作権協会専務理事、(社) 日本写真家協会専務理事
(美術 福王寺氏)	福王寺 一彦	日本画家、(社) 日本美術家連盟常任理事、日本美術著作権連合理事長
(レコード 生野氏)	生野 秀年	(社) 日本レコード協会専務理事
(ソフトウェア 久保田氏)	久保田 裕	(社) コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
(経済 田中氏)	田中 辰雄	慶応義塾大学准教授